

質問に対する回答書

業務名：五戸町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務

NO.	質問項目	質問内容	回答内容
1	実施要領3 参加資格	参加資格に「五戸町における競争入札参加資格を有する」とあるが、競争入札参加資格のある本社が委任状を提出し、支社等に入札に関する権限を委任している場合は、受任者（支社等）が本プロポーザルに参加することは可能か。	可能です。その場合は、実施要領7記載の提出書類は、受任者（支社等）における同種業務実績を証明する書類（実績がある場合のみ、無い場合は会社全体の実績のみで可）、②国税及び地方税の滞納が無い事を証明する書類を提出してください。
2	実施要領4 ①業務の再委託	個別の業務とはどのような意味合いか、また事前に協議とあるが、事前とは何時まで捉えればよいか	個別の業務とは、五戸町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務仕様書第19条記載の各業務です。また、事前にとは、業務委託契約締結後で再委託を行う前という意味です。なお、再委託をする個別業務がある場合は、企画提案書に再委託する業務内容（業務の種類、再委託予定先）を記載して提出してください。
3	実施要領7 (1) 提出書類	提出書類に「同種の業務実績を証明する書類」とあるが、同種業務とはどのような業務か	同種業務とは「空家等実態調査業務」、「空家等対策計画策定業務」、「空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務」を想定しています。
4	仕様書第11条 成果物の保証期間	品質基準とありますが、町の基準を示してほしい	品質基準とは、五戸町空家等実態調査及び空家等対策計画策定業務仕様書記載の各業務が仕様書に基づき適正に実施されているかどうかを基準とするものです。
5	仕様書第15条 検査	品質評価書とはどういうものか、具体的に示してほしい	照査技術者が作成する照査報告書（案）（別紙1）に相当するものが、品質評価書となります。様式の体裁は五戸町と協議の上決定いたします。
6	仕様書第24条 (1) 自治会からの情報	自治会数、自治会員の役員数を示してほしい	自治会数及び自治会役員（班長）数は別表1のとおりです。
7	仕様書第27条 所有者への意向調査	「(3) 調査票印刷・封入・発送・回収：甲乙協議の上、郵便等を活用し、調査票の発送・回収を行う」と仕様書に記載されているが、切手代・封筒代はどちらの負担か	切手代は受託者負担とし、封筒代（返信用封筒分を含む）は五戸町の封筒を使用しますので、五戸町負担となります。
8	仕様書第28条関連	「GISデータを作成する」とあるが、それらをセットアップ等するシステム導入について検討しているか	本業務委託により作成されたGISデータは、都市計画課内の既存GISシステムへ五戸町が取り込む予定です。
9	仕様書第34条 協議会支援	「協議会支援の内容として、検討資料の作成を実施する」と仕様書に記載されているが、協議会の開催数を示してほしい	協議会は3回程度開催予定です。